（令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域）

第二条　令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域は、次に掲げる国又は地域以外の本邦の域外にある国又は地域とする。

一　アイルランド
二　アメリカ合衆国
三　アラブ首長国連邦
四　アルバニア
五　イスラエル
六　イタリア
七　インド
八　インドネシア
九　ウズベキスタン
十　英国
十一　英領バージン諸島
十二　エストニア
十三　オーストリア
十四　オランダ
十五　カナダ
十六　キプロス
十七　ギリシャ
十八　クロアチア
十九　ケイマン諸島
二十　ジブラルタル
二十一　ジャージー
二十二　シンガポール
二十三　スイス
二十四　スウェーデン
二十五　スペイン
二十六　スロバキア

○総務省告示第二百二十一号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十条の二第二項第六号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
一　次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。以下同じ。）の包括免許人が法第百三条の六第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備に次の表示が付されているものであることとする。 ［1～5　略］	一　［同上］ ［1～5　同上］

（令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域）

第二条　令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域は、前条各号に掲げる国又は地域以外の本邦の域外にある国又は地域とする。

一［号を加える。］
二［号を加える。］
三［号を加える。］
四［号を加える。］
五［号を加える。］
六［号を加える。］
七［号を加える。］
八［号を加える。］
九［号を加える。］
十［号を加える。］
十一［号を加える。］
十二［号を加える。］
十三［号を加える。］
十四［号を加える。］
十五［号を加える。］
十六［号を加える。］
十七［号を加える。］
十八［号を加える。］
十九［号を加える。］
二十［号を加える。］
二十一［号を加える。］
二十二［号を加える。］
二十三［号を加える。］
二十四［号を加える。］
二十五［号を加える。］
二十六［号を加える。］
二十七　スロベニア［号を加える。］
二十八　セルビア［号を加える。］
二十九　大韓民国［号を加える。］
三十　チェコ［号を加える。］
三十一　デンマーク［号を加える。］
三十二　ドイツ［号を加える。］
三十三　トルコ［号を加える。］
三十四　ナイジェリア［号を加える。］
三十五　ナミビア［号を加える。］
三十六　バーレーン［号を加える。］
三十七　バハマ［号を加える。］
三十八　バミューダ諸島［号を加える。］
三十九　ハンガリー［号を加える。］
四十　フィリピン［号を加える。］
四十一　フィンランド［号を加える。］
四十二　フランス［号を加える。］
四十三　ブルガリア［号を加える。］
四十四　ベネズエラ［号を加える。］
四十五　ベルギー［号を加える。］
四十六　ポーランド［号を加える。］
四十七　ポルトガル［号を加える。］
四十八　香港［号を加える。］
四十九　マルタ［号を加える。］
五十　マレーシア［号を加える。］
五十一　マン島［号を加える。］
五十二　南アフリカ共和国［号を加える。］
五十三　モーリシャス［号を加える。］
五十四　ラトビア［号を加える。］
五十五　リトアニア［号を加える。］
五十六　リヒテンシュタイン［号を加える。］
五十七　ルーマニア［号を加える。］
五十八　ルクセンブルク［号を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。